三　学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第二十六条の二（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員をいう。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

省　令

○財務省令第九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条、第百六条第一項、第百十四条及び第百四十四条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日　　財務大臣　麻生　太郎

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保管金の払込み） **第十条**　取扱官庁は、日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）に限る。第十条の二、第二十一条及び第二十一条の二において同じ。）に保管金（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の払込みをしようとするときは、保管金の払込みに関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に払い込むことができる。	［条を加える。］
（保管金提出者の振込み） **第十条の二**　取扱官庁は、保管金を提出する者に対し、保管金の提出に関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に振り込ませることができる。	（保管金提出者の振込み） **第十条**　取扱官庁は、保管金を提出する者に対し、保管金の提出に関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条において同じ。）に振り込ませることができる。第二十一条において同じ。）に振り込ませることができる。
（払込規程の規定の適用除外） **第十六条**　払込規程第三条、第四条、第六条、第八条の三及び第九条の規定は、取扱官庁がこの章の規定により行う保管金の保管に関する事務の取扱いについては、適用しない。	［条を加える。］
（取扱官庁から保管金の払込みを受けた場合の手続） **第二十一条**　日本銀行は、第十条の規定により歳入歳出外現金出納官吏から現金の払込みを受けたときは、領収済通知情報については取扱官庁に、収納に係る記録については日本銀行本店に、それぞれ送信しなければならない。日本銀行本店は、収納に係る記録の送信を受けたときは、取扱官庁の保管金に受け入れるための手続をしなければならない。	（払込規程の規定の適用除外） **第十六条**　払込規程第四条、第六条、第八条の三及び第九条の規定は、取扱官庁がこの章の規定により行う保管金の保管に関する事務の取扱いについては、適用しない。
（保管金提出者から保管金の振込みを受けた場合の手続） **第二十一条の二**　日本銀行は、第十条の二の規定により保管金を提出する者から現金の振込みを受けたときは、領収済通知情報については取扱官庁に、収納に係る記録については日本銀行本店に、それぞれ送信しなければならない。日本銀行本店は、収納に係る記録の送信を受けたときは、取扱官庁の保管金に受け入れるための手続をしなければならない。	［条を加える。］
（国庫金規程の規定の適用除外） **第二十六条**　国庫金規程第四十二条の二、第四十二条の三及び第四十二条の六の規定は、日本銀行がこの章の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。	（保管金提出者から保管金の振込みを受けた場合の手続） **第二十一条**　日本銀行は、第十条の規定により保管金を提出する者から現金の振込みを受けたときは、領収済通知情報については取扱官庁に、収納に係る記録については日本銀行本店に、それぞれ送信しなければならない。日本銀行本店は、収納に係る記録の送信を受けたときは、取扱官庁の保管金に受け入れるための手続をしなければならない。 （国庫金規程の規定の適用除外） **第二十六条**　国庫金規程第四十二条の三及び第四十二条の六の規定は、日本銀行がこの章の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。